

薬 発 第 349 号

昭和47年4月15日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品の再評価に伴う製造(輸入)承認・許可  
申請書の取り扱いについて(通知)

標記のことについては、昭和46年12月21日薬発第12/2号及び昭和47年4月11日薬発第339号により通知したところであるが、昭和47年4月15日薬発第347号「医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする有効成分等の範囲について——その2」をもって通知した品目に関連する医薬品についても前記通知と同様に取り扱うこととするので、貴管下関係業者に対し周知徹底をよろしくお願いする。

なお、昭和46年12月16日薬発第11/79号「医薬品再評価の実施について」に基づき、今後示す品目についても、別段の通知をしない場合は、上記により取り扱うこととするのでご了解ありたい。